

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名  | 対象地区名 | (地区内集落名) | 作成年月日      | 直近の更新年月日 |
|-------|-------|----------|------------|----------|
| 安芸高田市 | 田屋郷   | 田屋郷      | 令和4年11月11日 |          |

### 1. 対象地区的現状

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ① 対象地区における耕地面積(ha)                | 12.05ha |
| ② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha) | 8.67ha  |
| ③ ②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)        | 0.33ha  |
| ④ ②のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)   | 0.33ha  |
| ⑤ 今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)      | 2.00ha  |

(備考)

中山間地域等直接支払協定面積 8.96 ha

注1:③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。

注2:⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。

注3:「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 中心経営体

| 属性   | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |          | 今後の見込み |          | 営農範囲(集落) |
|------|----------------|------|----------|--------|----------|----------|
|      |                | 経営作物 | 経営面積(ha) | 経営作物   | 経営面積(ha) |          |
| 「認農」 | A              | 水稻   | 6.14ha   | 水稻     | 8.14ha   | 田屋郷      |
|      | B              | 水稻   | 1.72ha   | 水稻     | 1.72ha   | 田屋郷      |
|      | C              | 水稻   | 0.47ha   | 水稻     | 0.47ha   | 田屋郷      |
|      |                |      |          |        |          |          |
|      |                |      |          |        |          |          |
|      |                |      |          |        |          |          |

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載

注2:「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。

注3:「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

### 2. 対象地区的課題

対象地区は、基盤整備事業を実施し長らく営農を続けているが、高齢化と農業後継者の未確保・有害鳥獣の被害が拡大していること、米価の下落などで耕作者や農地管理者の減による耕作放棄地が発生しかねない状況と隣り合わせにある。この状況に対処するため、現在地区内の農地は、中心経営体である認定農業者1名を含む、3経営体が中心となり耕作をしているが、農地の引受け手となる担い手農業者も高齢化してきており、新たな担い手農業者の確保や、経営の安定化を図る必要がある。

注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### ①田屋郷集落

現状の担い手農業者を中心に農地を集約化していくが、この中心経営体が対応できない際は、他集落の農業者の受け入れを促進すること等により対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

### 4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

#### ①農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、担い手同士それぞれの経営農地の交換することで分散した農地の集約化を図る。

#### ②鳥獣被害防止対策の取組方針

日本型直接支払制度を活用し、鳥獣被害防止対策に取り組む。

#### ③その他の取組方針

日本型直接支払交付金制度(中山間地域等直接支払交付金)を活用し、集落で草刈り作業を行う等、担い手を支援する。